

2022年11月18日  
東北電力株式会社

## 安全実績指標の提出遅れについて

四半期ごとに、「原子力規制検査等に関する規則 第5条」（以下、「規則」という。）および「原子力規制検査において活用する安全実績指標（PI）に関するガイドライン」（以下、「ATENA ガイドライン」という。）に基づき、原子力規制庁に対して、安全活動に係る実績を示す指標（以下、「安全実績 PI」という。）を報告しております。

2022年度第2四半期の安全実績指標の報告にあたり、規則に定める報告期限11月14日（当該四半期の終了後四十五日以内に報告）から遅れ、11月15日に報告する事案が発生しました。

提出遅れについては、当社社員が規則に定める報告期限を十分に理解しておらず、ATENA ガイドラインに記載している期限に基づき報告したことが原因と考えております。

今後、同様の事案を発生させないよう、再発防止に取り組んでまいります。

### （1）規則の記載内容（概要）

原子力事業者等は、工場又は事業所ごとに、四半期における当該工場又は事業所の安全活動に係る実績を示す指標を、当該四半期の終了後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

### （2）ATENA ガイドラインの記載内容（概要）

PI データは四半期末の翌々月の 15 日までに、NRA に電子データで提出する。提出日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日をデータ提出期日とする。

以上

別紙：安全実績指標の提出期限に関する要求事項について

## 安全実績指標の提出期限に関する要求事項について

### (1) 『原子力規制検査等に関する規則』

#### (安全実績指標の報告)

第五条 原子力事業者等（使用者（旧使用者等を含む。以下この条において同じ。）にあっては、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質又は防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うものに限る。）は、工場又は事業所ごとに、四半期（各年の一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）における当該工場又は事業所の安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を、次に掲げる領域の区分に従い、当該四半期の終了後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、第二号に掲げる事項については、各年度における安全実績指標を、当該年度の終了後四十五日以内に報告するものとする。

- 一 発電用原子炉施設の保全及び運転に関する領域（実用発電用原子炉に係るものに限る。）
- 二 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもの（別表において「核燃料物質等」という。）の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域（使用者にあっては、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いに係るものに限る。）

### (2) 『安全実績指標に関するガイド（NRA内規）』

#### 5 安全実績指標の受理及び手続

##### 5.1 安全実績指標の受理

事業者から原子力規制庁に対する安全実績指標の報告は、規則の規定に基づき、四半期ごと又は年度ごとに行われる。

具体的には、事業者において、原子力エネルギー協議会（ATENA）が作成した「ATENA 19-R01 原子力規制検査において活用する安全実績指標（PI）に関するガイドライン」、または、日本原子力研究開発機構が作成した「原子力規制検査において活用する安全実績指標（PI）について」等に従い、安全実績指標データの収集、計算及び提出が行われる。

### (3) 『原子力規制検査において活用する安全実績指標（PI）に関するガイドライン（ATENA）』

#### 1.3 データの提出について

事業者は、四半期毎に NRA に対し、本ガイドラインに記載されている指標のデータを提出する。（指標によっては年度末毎に報告するもの等があるため、四半期毎に報告しない指標もある。個々の指標の報告頻度については、2. 安全実績指標（PI）を参照すること。）PI データは四半期末の翌々月の 15 日までに、NRA に電子データで提出する。提出日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日をデータ提出期日とする。